

再生可能エネルギー発電促進賦課金のお知らせ

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金について

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）にもとづく「再生可能エネルギー固定価格買取制度」に伴い、電気事業者が再生可能エネルギーにより発電された電気の買取を行なうとともに、買取に要した費用を「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として電気のご使用量に応じて、お客さまにご負担いただくこととなっています。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価表

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価※に相当する金額とし、以下のとおりです。

（※） 納付金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示」および「回避可能費用単価等を定める告示」により定められています。

・従量制供給の場合（ご使用量に応じて料金をお支払いいただいている場合）

算定方法＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量（kWh）

区 分		2019年5月分～ 2020年4月分	2020年5月分～ 2021年4月分
従量電灯A	1契約最初の9kWhまで	26.55 円	26.82 円
	9kWhをこえる1kWhにつき	2.95 円	2.98 円
上記以外の 低圧・高圧・特別高圧	1kWhにつき	2.95 円	2.98 円

・定額制供給の場合（ご使用される設備に応じて料金をお支払いいただいている場合）

算定方法＝電灯および小型機器などの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計

区 分		2019年5月分～ 2020年4月分	2020年5月分～ 2021年4月分	
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10Wまでの1灯につき	11.46 円	11.57 円
		10Wをこえ20Wまでの1灯につき	22.92 円	23.15 円
		20Wをこえ40Wまでの1灯につき	45.83 円	46.30 円
		40Wをこえ60Wまでの1灯につき	68.75 円	69.45 円
		60Wをこえ100Wまでの1灯につき	114.58 円	115.74 円
		100Wをこえる1灯につき50Wまでごとに	57.29 円	57.87 円
	小型機器	50VAまでの1機器につき	34.22 円	34.57 円
		50VAをこえ100VAまでの1機器につき	68.45 円	69.14 円
		100VAをこえる1機器につき50VAまでごとに	34.22 円	34.57 円
臨時電灯A (1日につき)	総容量が50VAまでの場合	0.92 円	0.93 円	
	総容量が50VAをこえ100VAまでの場合	1.85 円	1.87 円	
	総容量が100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに	1.85 円	1.87 円	
	総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合	18.47 円	18.65 円	
	総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに	18.47 円	18.65 円	
臨時電力	契約電力0.5kWの場合、1日につき	9.71 円	9.81 円	
	契約電力1kW以上の場合、1kW1日につき	19.41 円	19.61 円	
深夜電力A	1契約につき	295.00 円	298.00 円	
農事用電力 (脱穀調整用電力)	契約電力0.5kWの場合、1日につき	4.85 円	4.90 円	
	契約電力1kWの場合、1日につき	9.70 円	9.80 円	
	契約電力2kWの場合、1日につき	19.41 円	19.61 円	
	契約電力3kWの場合、1日につき	29.11 円	29.41 円	
	契約電力3kWをこえる1kWごと、1日につき	9.70 円	9.80 円	